

特記仕様書

【１．総則】

（適用範囲）

本仕様書は、林道橋定期点検業務委託(以下、本委託)に適用する。

（委託内容）

本委託は、林道施設長寿命化対策マニュアルに基づいて行う定期点検のうち、林道橋の定期点検を実施するものである。対象林道橋は下記の 11 橋とする。

○対象林道橋

路線名	橋梁名	径間数	橋長 (m)	全幅員 (m)	構造	点検区分	点検方法
炭山線	白鷺橋	1	40.0	5.2	鋼板桁橋	予防保全型	点検車
	2号橋	1	6.5	7.5	RC床版橋	一般管理型	梯子
	3号橋	1	6.5	7.5	RC床版橋	一般管理型	梯子
	4号橋	1	5.0	3.9	RC床版橋	一般管理型	梯子
谷山線	2号橋	1	5.0	5.0	RC床版橋	一般管理型	地上
	3号橋	1	4.0	3.3	RC床版橋	一般管理型	地上
仙郷山線	1号橋	1	5.0	6.4	RC床版橋	一般管理型	梯子
	2号橋	1	5.0	6.4	RC床版橋	一般管理型	梯子
	3号橋	1	4.9	6.3	RC床版橋	一般管理型	地上
	4号橋	1	4.0	6.0	RC床版橋	一般管理型	梯子
	5号橋	1	4.0	6.7	RC床版橋	一般管理型	梯子

（履行期間）

本委託の履行期間は令和8年2月27日までとする。

（技術基準等）

- ① 林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月 林野庁 整備課）、または、京都府林道橋等定期点検（簡易型）マニュアル（令和3年5月11日 京都府農林水産部森の保全推進課）に基づく。
- ② 本特記仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書による他、宇治市「土木設計業務等共通仕様書」、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」に準ずるものとする。
- ③ 本業務における照査は、近畿地方整備局「詳細設計照査要領」等を参考に照査項目を調査職員と協議し、報告書に含めて提出するものとする。

(配置技術者)

本委託の配置技術者は下記に示すいずれかの資格等を有する者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

土木設計業務等共通仕様書第1章第6条第3項に規定する資格等は、技術士の建設部門（鋼構造及びコンクリート）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下、「RCCM」という。）（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。

(2) 照査技術者

土木設計業務等共通仕様書第1章第7条第2項に規定する資格等は、技術士の建設部門（鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。

(3) 担当技術者

本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。

(点検体制)

橋梁検査員、橋梁点検員及び点検補助員は上記の技術者に関する資格だけでなく林道施設長寿命化対策マニュアルに記載されている条件を満たす者を配置しなければならない。また、点検体制については体制表を提出すること。

(TECRISの登録)

委託金額が100万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）の入力システムにより、（財）日本建設情報センター（JACIC）にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS 受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を見込んでいるが、中間打合せについては調査職員と協議の上、回数を変更できることとする。

なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議すること。

(緊急の措置)

点検時に緊急の措置（判定区分がⅢ及びⅣ）が必要な林道橋等を発見した場合は、速やかに調査職員に報告し、対応について判断を仰ぐこと。また、京都府への状況報告及び措置方法等の報告が必要となるため、調査職員から指示があった場合は速やかに必要な資料を作成し、提出すること。

なお、措置方法については、修繕の範囲や工法について検討し調査職員に報告すること。

(資料の貸与及び返却)

本市から貸し出す資料は、業務完了後速やかに返却し、他の目的に使用してはならない。

(土地への立入り等)

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員及び土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は、作業中に宇治市発行の証明書を必ず携帯すること。

(車両の駐車及び交通規制について)

調査箇所付近の車両の駐車については、近隣住民や交通の支障にならないように十分注意すること。駐車が長時間に及ぶ場合や、車両台数が多くなり交通規制が必要となる場合は、必ず調査職員に報告し指示に従うこと。

なお、点検作業中に苦情があった場合は、受注者において責任を持って対応するものとし、その結果を調査職員に報告すること。

(交通安全管理)

受注者は、道路工事保安施設設置基準（案）を参考に現地の交通状況に即した保安施設を設けるなどして、適切な安全管理に努めるものとする。

ただし、本委託における交通規制については、原則、路肩規制及び片側交互通行の規制によるものとし、それによりがたい場合は担当職員と協議の上決定する。加えて、道路使用許可申請に必要な位置図、安全対策図を作成すること。

なお、本委託に起因して第三者に損害を与えた場合、受注者の責任において措置するものとする。

(安全費・機械経費)

定期点検を実施するために必要な安全費・機械経費はすべて計上しているが、関係機関協議や現地状況等によりやむを得ない場合、また、受注者にて特に必要と認めた場合は、点検実施前に調査職員と協議し承認を受けたものについては、設計変更の対象とする。

(1) 交通誘導員

本業務における交通誘導員を下記のとおり計上しており、配置状況を「業務月報」に記録し、担当職員に報告するものとする。

交通誘導員 B (昼間) 3 名

交通誘導員 B (休日) 3 名

(2) 機械経費

橋梁点検車は点検日数 1 日として計上している。

(成果品の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書に基づくものとするが、提出部数は正・副各 1 部とし、成果物項目は以下のとおりとする。

(1) 概要版

(2) 業務報告書

(3) 点検調書 (京都府林道橋等定期点検 (簡易型) マニュアルより)

(4) CD-R (CAD(sfc)・Word・Excel・PDF)

(守秘義務)

受注者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、指示に従い対応すること。

【2. 業務概要】

（計画準備）

計画準備は、業務計画書の作成、現地踏査、新技術活用の検討、実施計画書の作成、関係機関協議書の作成等を行う。

（1）業務計画書の作成

受注者は業務計画書を作成し、監督職員に提出する。業務計画書には次の事項を記載する。

- ① 調査等業務概要
- ② 実施方針
- ③ 調査等業務工程
- ④ 調査等業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果品の内容、部数
- ⑦ 使用する主な基準及び図書
- ⑧ 使用機械の種類、名称及び性能
- ⑨ 連絡体制（緊急時を含む）
- ⑩ その他監督職員が必要と認めたもの

（2）現地踏査

現地点検に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）し、実施計画書の作成に必要な情報を得るものとする。2巡目以降の点検にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

（3）新技術活用の検討

受注者は、点検を行うにあたり、新技術（点検支援技術性能カタログ及びNETIS）等により新技術・新工法等の活用について検討比較すること。

なお、採用については調査職員と協議すること。

（4）実施計画書の作成

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- ① 業務内容
- ② 対象林道橋位置図
- ③ 現地踏査の調査記録
- ④ 業務実施方針〔林道橋点検方法〕
- ⑤ 実施体制

- ⑥ 実施工程表
- ⑦ 仮設備計画
- ⑧ 使用建設機械
- ⑨ 安全管理計画（交通規制を含む）
- ⑩ 環境対策
- ⑪ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑫ その他監督職員が必要と認めたもの

（５）関係機関協議書の作成

現地点検において必要な関係機関（河川管理者等）との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

（現地点検）

現地点検は、近接目視により行うものとする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。

（１）現況写真の撮影

現況写真は、全景写真を径間毎に撮影し記録するものとする。

（２）損傷調査

損傷調査は、対象林道橋の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を把握する。

（３）野帳記入

野帳記入は、対象林道橋の損傷状況（損傷の種類、規模等）を記録する。

（４）損傷写真の撮影

損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を点検項目、部材毎に撮影し記録する。また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。

なお、損傷規模等については測定、目視等により得られた情報を記録する。

（定期点検調査帳票の作成）

定期点検調査帳票は、林道施設長寿命化対策マニュアル「付録－４ 点検結果記入要領」に基づき作成する。

（１）現況写真の整理

現地写真資料には、位置関係、延長、高さ、全幅、車道幅等の情報を記載する。

(2) 損傷写真の整理

損傷写真整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間毎に整理する。

(3) 損傷図の作成

損傷図は、現地写真資料に位置関係、損傷規模等の情報を記載することにより省略できるものとする。

なお、損傷図を作成する場合は、対象林道橋の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間毎に整理し、上部工、下部工、路面毎に損傷図を作成する。

(4) 損傷程度の評価、対策区分の判定

林道施設長寿命化対策マニュアル第2章第8節の8-2「損傷程度の評価」及び第2章第9節「対策区分の判定」に基づき、部材の部位毎に評価等を実施し記録するものとする。

ただし、部材の部位毎に損傷が見られない場合は、部材毎に記録するものとする。

(参考とする林道施設長寿命化対策マニュアルの付録)

- ・付録-1.1 「損傷評価基準」(予防保全型点検)
- ・付録-1.2 「損傷評価基準」(一般管理型点検)
- ・付録-2 対策区分判定要領(予防保全型点検)

なお、一般管理型点検においては、林道施設長寿命化対策マニュアル第2章第8節の8-2により実施した損傷程度の評価を対策区分の判定に置きかえるものとする。

(5) 健全性の評価

健全性の評価は、部材単位ならびに林道橋単位で行うものとする。部材単位の評価は、林道施設長寿命化対策マニュアル第2章第10節(健全性の評価)「表2-10 健全性の判定区分」及び、林道橋単位の評価は、林道施設長寿命化対策マニュアル第2章第10節「表2-13 健全性の判定区分」を参照し、行うものとする。

(6) 定期点検調査帳票の記入

- ① 定期点検調査帳票の記入は、鋼部材の腐食・亀裂・破断、コンクリート部材のひびわれ、床版ひびわれ、その他として支承の機能障害を点検項目の記入の標準とし、当項目以外の部材項目については、損傷がある場合のみ記入するものとする。

記入に当たっては、点検により確認した損傷程度を記入することとし、部材又は部位毎に対策区分の評価結果、健全度の評価結果などを記入する。

- ② 定期点検調査帳票は、林道施設長寿命化対策マニュアルに基づく調査票（付録－５ 予防保全型橋梁定期点検調査帳票、付録－６ 一般管理型定期点検帳票）に橋梁諸元と総合検査結果、現地状況写真、部材番号図、損傷写真台帳、点検帳票等（必要に応じ全体図及び一般図、損傷図）を記入する。

（報告書の作成）

定期点検業務の成果として、作成した資料や定期点検調査帳票等の取りまとめを行う。

（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、作業の中間時点及び成果品納入時に行う。

（１）業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、林道橋点検に必要な資料等の貸与を行う。

（２）中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを１回行うことを標準とする。中間打合せが２回以上必要な場合は、その回数について事前に協議するものとする。

（３）成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

【3. その他】

- ① 林道炭山線にある白鷺橋の点検については、日曜日及び祝日に行うものとする。
- ② 成果品納入時にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- ③ 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- ④ 現地踏査時に、橋面や排水管、支承部等に土砂の堆積があり、点検に支障となる場合は、受注者にて清掃を行うこと。ただし、容易に清掃が困難な場合は、調査職員と協議の上、計画すること。
- ⑤ 現地踏査時において、床版等の鉄筋露出がみられる場合は、調査職員と協議の上、腐食の進行防止対策として軽度の作業を受注者にて行うこと。
- ⑥ 本業務は、会計検査院の検査対象事業であるため、検査が実施される際に関係資料の整理や作成などが必要な場合は協力すること。